

# 地方独立行政法人山口県産業技術センター定款

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 役員(第7条—第10条)
- 第3章 業務及びその執行(第11条・第12条)
- 第4章 資本金(第13条)
- 第5章 雑則(第14条・第15条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験研究、その成果の普及、産業技術に関する支援等を総合的に行うことにより、産業の振興を図り、もって山口県における経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

### (名称)

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

### (設立団体)

第3条 法人の設立団体は、山口県とする。

### (事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を山口県宇部市あすとぴあ4丁目1番1号に置く。

### (特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

### (公告の方法)

第6条 法人の公告は、山口県報に掲載して行う。

## 第2章 役員

### (役員)

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 副理事長1人
- (3) 理事3人以内
- (4) 監事2人以内

### (役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が二人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

#### （役員の内命）

第9条 理事長は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 副理事長及び理事は、前項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。
  - 3 監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、知事が任命する。

#### （役員の内期）

- 第10条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。
- 2 監事の内期は、任命の日から、理事長の内期の末日を含む事業年度についての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、再任されることができる。

### 第3章 業務及びその執行

#### （業務の内围）

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業技術に関する試験研究を行うこと。
- (2) 産業技術に関する試験研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (3) 産業技術に関する照会及び相談に応じ、並びに助言その他の支援を行うこと。
- (4) 試験研究設備その他の設備及び施設を一般の利用に供すること。
- (5) 第2号から前号までに掲げるもののほか、第1号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### （業務の執行方法）

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第4章 資本金

第13条 法人の資本金は、山口県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として、学識経験者の意見を聴いて山口県が評価した価額の合計額とする。

## 第5章 雑則

(解散に伴う残余財産の帰属)

第14条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山口県に帰属させる。

(規程への委任)

第15条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

1 土地

所 在	面積 (単位 平方メートル)
宇部市あすとぴあ四丁目1番	49,540.30
〃 〃 2番3	4,538.99

2 建物

種 類	所 在	床面積 (単位 平方メートル)
事務所・実験室	宇部市あすとぴあ四丁目1番地	15,712.67
実験室・倉庫	〃 〃 〃	157.56
車庫・倉庫	〃 〃 〃	73.22
事務所・実験室	〃 〃 2番地3	891.00